

ヘルパーステーションらくだ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁愛会（以下「当法人」という。）が開設するヘルパーステーションらくだ指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションらくだ
- 二 所在地 浦添市伊祖四丁目16番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の職員は以下の通りとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 5名以上(兼務含む)
介護福祉士
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。
- 三 訪問介護員等
登録ヘルパー25名以上(介護福祉士及びホームヘルパー養成研修2級課程修了者)
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 四 必要及び緊急時は、一定の研修を受けた介護職員が吸引・経管栄養などの医行為を行う。
(ただし、事前に認定特定行為の対象者本人・及び家族より同意を得てから実施する)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 サービス提供時間は、365日 24時間とする。
- 二 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日及び12/30～1/3に当たる営業日は除く。

三 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

食事、排泄の介護

衣類着脱の介護

入浴の介護

身体の清拭、洗髪

通院等の介助

その他身体の介護に関すること

二 家事援助

調理（配膳、片づけを含む）

洗濯、補修

住居等の清掃、整理整頓

買物

その他必要な家事に関すること

三 相談、助言に関すること

生活、身上、介護に関する相談、助言

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や緊急連絡先に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町とする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故

が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(衛生管理及び訪問介護員の健康管理等)

第12条 管理者は、訪問介護に使用する手袋、エプロン、その他の用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分注意するものとする。

第13条 管理者は、訪問介護員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を予防するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- 4 事業所において、介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり受けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修：年4回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったその後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月21日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和1年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月20日から施行する。